

「高等学校等就学支援金」申請手続について（国の制度）

＝令和3年7月～令和4年6月分／高等学校・中等教育学校後期課程の在校生全員が対象＝

「高等学校等就学支援金」は、所得要件を満たすご家庭に授業料が補助される制度です。住民税の切り替わる6月に申請をして審査され、決定されると7月から翌年の6月（高3・中等6は3月）分までの授業料に充当します。

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆ **申請をしなければ補助は受けられません！**

1 支給対象者について（所得基準と補助額）

- (1) 保護者等^{※1}が以下の所得基準を満たしていること。
- (2) 令和3年1月1日時点で保護者等^{※1}が海外に赴任していたなどにより、令和3年度の住民税が課されていない世帯

※1 保護者等…親権者（両親の場合2名分）、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人

判定基準額 ＝ 区市町村民税の課税標準額 × 6% － 区市町村民税の調整控除の額^{※2}

※2 住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じます。

年収の目安	判定基準額(所得基準)	就学支援金 授業料補助(年額・上限)
270万円 未満	生活保護世帯 (令和3年1月1日時点) 令和3年度の 「 <u>県民税・市町村民税の所得割額の合算額</u> 」が 0円(非課税) ^{※3}	396,000円
590万円 未満	154,500円 未満	
910万円 未満	304,200円 未満	118,800円
910万円 以上	304,200円 以上	支給対象外

↓
あくまでも目安です

※3 住民税が非課税の世帯は、計算式に当てはめる必要はありません。

➡ **こちらの基準で判定します**

所得判定基準の算出方法（計算式）が昨年度の申請から複雑になりました。支給対象となるかどうか分からない場合は、申請していただくことを推奨します。

- ・ 区市町村民税の課税標準額
- ・ 区市町村民税の調整控除の額

については、税額決定通知書や納税通知書では記載がないことがあります。
マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）で確認するか、お住まいの
区市町村で、上記の項目を表記した課税証明書の発行にて確認することができます。

マイナポータルHP



確定申告の遅れ等により税額が確定していない場合、所得の審査が行えません。

Classiの登録を済ませたうえで、担当者までご連絡をいただき、至急お住まいの区市町村等でお手続きをしてください。

2 「高等学校等就学支援金」申請の意向確認について

申請の意向確認（申請する・申請しない）については、Classiで保護者に配信したアンケートに回答してください。〔タイトル:「高等学校等就学支援金」（国の学費支援制度）の申請について〕

申請をされない場合はClassiのアンケートで登録をしていただくのみで、書類の提出はありません。

申請をする場合は、次ページの **3 提出書類について** をよく確認して、必要な書類を学校に提出してください。

3 提出書類について（申請をする人のみ、書類の提出が必要です。）

- ◆「高等学校等就学支援金」確認票…………… 申請する人は全員提出必須
- 個人番号カード（写）等貼付台紙…………… 以下の②に当てはまる場合
- 本人確認書類貼付用紙…………… 以下の②に当てはまり、かつ書類を郵送される場合
- 神奈川県 学費軽減申請書（学費補助金）…… 神奈川県在住で、学費補助金の申請をする場合
- 生活保護受給証明書…………… 以下の③に当てはまる場合

◆「高等学校等就学支援金」確認票 について

住民税の課税地が誤っていると、県から各自治体への税額照会ができません。申請情報登録内容の「住民税の課税地」が令和3年1月1日時点の住所になっているか、ご確認ください。

☆ 高等学校等就学支援金確認票に前回の申請情報が記載されていない

ア～エの当てはまる項目 ☐ にチェックを入れ、申請情報登録内容に必要事項を記入してください。

☆ 高等学校等就学支援金確認票に前回の申請情報が記載されている

ア～エの当てはまる項目 ☐ にチェックを入れ、申請情報登録内容を確認して、変更がある場合は確認票にその旨を記載・修正したうえで提出してください。

海外在住歴がある方

親権者のうち1名もしくは両名が、令和3(2021)年1月1日時点で日本に住んでいなかった場合

- * 申請情報登録内容に記載がある場合は、課税地変更の欄に“○年△月より海外(国名)”と記載してください。
- * 申請情報登録内容に記載がない場合は、令和3(2021)年1月1日時点で日本に住民票を置いていなかった親権者について、
 - 氏名 ●ふりがな ●続柄 を記入し、住民税の課税地欄に“○年△月より海外(国名)”を記入してください。引き続き日本に住民票を置いていなければ、個人番号カード等の写しを提出する必要はありません。

確認票以外の提出書類は下記のとおりです。ご自身が当てはまる書類をすべて提出してください。

① 昨年6月以降または今年の4月以降に申請し、個人番号(写)等貼付台紙をすでに提出した

- ▶「高等学校等就学支援金」確認票以外はありません

② 就学支援金確認票の申請情報登録内容が空欄である★

- ▶個人番号カード（写）等貼付台紙
- ▶本人確認書類貼付用紙（郵送で提出する場合のみ）

・・・次ページ 4 マイナンバー提出時の本人確認書類について を参照

★ 前回の申請時、親権者のうち1名もしくは両名が海外に赴任していた等の事由で、申請情報登録内容が空欄である場合、令和3(2021)年1月1日時点で日本に帰国していたのであれば、個人番号カード等の写しを提出する必要があります。

★ 再婚等により養子縁組をされ、新たに親権者となられた場合、個人番号カード等の写しを提出する必要があります。台紙が封入されていなかった場合はお問い合わせください。

高等学校等就学支援金の申請には、個人番号がわかるものの写し等が必要です。

「個人番号カード（写）等貼付台紙」に、マイナンバーカードの裏面の写しを貼付してください。マイナンバーカードを申請されていない場合は、個人番号を記載した住民票を、台紙の添付書類としてご提出ください。（詳細は貼付台紙の下部にある注意書きをご確認ください。）

◎ 親権者全員分の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類が必要です。（生徒本人は不要）
コピーが薄いなど、番号が判別できない場合には受け付けられないことがあります。

③ 生活保護受給世帯

- ▶生活保護受給証明書（令和3(2021)年1月1日時点で生活保護を受けていることがわかる、福祉事務所長等が発行したもの。「支給証」ではありません。）

※ 上記に当てはまらない場合等は、個別にお問い合わせください。

4 マイナンバー提出時の本人確認書類について

就学支援金の手続きを郵送で行う際には、神奈川県からの指導により、別途本人確認資料を同封していただく必要があります。必要な確認書類は次のとおりです。

- 1) 生徒持参……不要（学校で生徒が在籍していることが確認できているため）
- 2) 保護者持参…マイナンバーカード（写真付き）・運転免許証・パスポート等の提示※
- 3) 郵送……………マイナンバーカード（写真付き）・運転免許証・パスポート等の写し※

※ マイナンバーカード（写真付き）・運転免許証・パスポート等の提出が困難な場合は健康保険の被保険者証・年金手帳等の2つ以上の書類をご用意ください。

郵送の場合は、必ず郵便局の窓口で「特定記録」等（追跡が可能な郵便）をご利用のうえお送りください。

5 その他

① 支給時期・方法について

今回の申請で「高等学校等就学支援金」の支給対象になった方は、校納金引き落としの際に減額して引き落とし、または校納金の引き落とし口座へお振り込みします。

認定された方には決定通知書をお送りしますので、詳細をご確認ください。

また、今回の申請で認定されなかった方には不認定通知をお送りいたします。

② 課税証明書の提出について

神奈川県において各都道府県自治体（市区町村）に税額照会を行った結果が照会不可であった場合、後日、（非）課税証明書の提出を求める場合があります。なお、令和3年7月以降分の申請から、「市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」は提出書類として使用できなくなりました。

③ 提出期限について

6月17日(木) 必着

同封の返信用封筒で 提出場所へ持参または郵送 してください。（提出場所：4 ページ参照）

昨今の情勢から、保護者が持参することはなるべくお控えください

神奈川県「学費補助金」について（神奈川県の制度）

＝令和3年4月～令和4年3月分＝

「学費補助金」（学費軽減補助金）は、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、年収約750万円未満の世帯に対して入学金・授業料を補助する神奈川県独自の制度です。

1 概要（対象者について）

生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の私立学校に通うことが条件となります。保護者の片方が単身赴任による県外在住の場合も申請できます。（海外の場合には対象外となります）

年収の目安	令和3年度の「市町村民税の課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額」※1	学費軽減補助金	
		授業料補助 (年額・上限)	入学金 (1回のみ・上限)
270万円 未満	生活保護世帯 （令和3年1月1日時点） 令和3年度の 「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が 0円（非課税）	48,000 円	208,000 円※2
590万円 未満	154,500円 未満	48,000 円	100,000 円
700万円 未満	203,100円 未満	325,200 円	
750万円 未満	227,100円 未満	74,400 円	

あくまで目安です

※1 政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。

※2 学費の補助は、学校への納付額が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

こちらの基準で判定します

2 提出書類について

◎ 学費軽減申請書（第1号様式） …… 申請する方は必ず提出してください。

➤ 申請書（第1号様式）は、神奈川県在住の方にのみ同封しています。

今までの就学支援金申請において個人番号カードの写し等を提出された方は、添付書類不要です。
ただし、神奈川県において各自治体（市町村）に税額照会を行った結果が照会不可であった場合、後日、（非）課税証明書の提出を求める場合があります。

所得基準に該当するかどうかわからない場合は、申請していただくことを推奨します。

（申請せず後から対象と分かった場合、申請書を学校に提出された日の翌月からが支給対象となります。さかのぼって1年分の申請をすることはできません。）

提出期限

6月17日（木）必着

就学支援金の申請書類と一緒に、同封の返信用封筒で 提出場所へ持参または郵送 してください。

3 その他

支給時期・方法

今回の申請で神奈川県の学費補助の支給対象となった方には、11月頃に、校納金引き落とし口座にお振込みいたします。

支給対象となった方には、決定通知書をお送りいたします。

また、支給対象外となった方には不認定の通知をお送りします。

【重要】「神奈川県高校生奨学給付金」について（神奈川県の制度）

「神奈川県高校生等奨学給付金」は、神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

7月1日時点で本校に在学しており、生活保護（生業扶助）を受けている世帯、または親権者全員の令和3年度の県民税・市民税所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯が対象です。

奨学給付金のご案内については、後日、対象の世帯に申請書等を郵送にてお送りいたします。

提出場所（就学支援金・学費軽減補助金）

- ・生徒が持参する場合
A棟購買 または A棟事務室
E棟事務室
F棟事務室
- ・保護者が持参する場合
A棟（高校校舎）事務室

郵送先・問い合わせ先
〒225-8502 横浜市青葉区鉄町1614
桐蔭学園高等学校 A棟事務
就学支援金担当 宛
電話番号 045-971-1411(代)

事務室・購買部受付時間 月～金 8:00～16:30
土 8:00～14:00